

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一号）（衆議院提出）要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成二十七年度の国会議員の秘書の給料月額を改定するとともに、平成二十七年十二月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。

二、平成二十八年度以後の国会議員の秘書の給料月額を改定するとともに、勤勉手当の支給割合を改定すること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については平成二十七年四月一日から適用し、二については平成二十八年四月一日から施行すること。